

米軍政期 朝鮮婦女総同盟の組織と活動研究

梁 東淑
ヤン ドンスク

目次

- 1、序論
- 2、朝鮮婦女総同盟の組織と路線
 - (1) 朝鮮婦女総同盟の組織
 - (2) 朝鮮婦女総同盟の路線
- 3、朝鮮婦女総同盟の活動(1945.12-1946.7)
 - (1) 人民政権樹立運動
 - (2) 公私娼廃止運動
- 4、結論

1、序論

8.15 解放直後、南韓の朝鮮民衆は、親日残滓および親日派の徹底した剔抉(てつけつ)と民主主義的諸権利確保を通じた進歩的民主主義国家建設のために奮闘した。女性たちもまた都市と農村、そして労働者・農民・学生・家庭の主婦・知識人・娼妓など、多くの地域と多様な階層で民主主義的要求を掲げて闘争した。この過程で女性たちの多様な要求闘争を組織的・統一的に集中させ、人民政権樹立へと進むことを目標にした「朝鮮婦女総同盟」(以下、婦総)が1945年12月22日、結成された。

婦総は1947年2月10日「南朝鮮民主女性同盟」へと組織名称を変える前までの、非常に短い期間に存在した団体だったが、多様な活動をしたのみならず、婦総活動の変化を規定した様々な社会・政治的激変の過程を通過しながら、親日残滓の不徹底な解決と封建的慣習によって苦しめられてきた女性たちの境遇に結合し、多様な民主主義的要求闘争を遂行した。

解放後、はっきりした足跡を残した婦総についての今までの研究成果としては、金南植、宋連玉、文敬蘭、李承姫の研究がある。金南植⁽¹⁾の研究は婦総を本格的に扱った文章ではないが、朝鮮共産党と関連して最初に婦総を研究したという点に意義がある。彼は朝鮮共産党の主導下に結成された婦総が共産主義者で構成された非大衆的組織だと評価した。

以降、宋連玉⁽²⁾は、婦総路線と成員について本格的分析を行った。これを通じて婦総が多様な階層を包括した組織であることを明らかにし、金南植の婦総評価に反論を提起した。宋連玉は、婦総の組織分析

を南韓だけに限定しなかった。たとえ北朝鮮女性団体の活動と関係分析が不十分であるという限界があっても、北側の北朝鮮民主女性同盟と婦総組織を関連させて評価した。

米軍政期の女性運動一般を扱った文敬蘭の研究⁽³⁾は、米軍政期女性運動の実相を、左・右翼女性運動団体を中心に分析し、婦総についての進展した客観的理解を図ることができた。婦総の成員を主導的な活動家と一般成員に区別し、主に主導的活動家は労働者から娼妓・知識人女性など多様な階層の女性たちであり、日帝時代から活動してきた社会主義女性運動家が主に婦総の活動と指導に責任を負っていたと明らかにした。一般女性成員の場合は、農民が大部分で、家庭の主婦など非常に多様な階層を包括し、非常に大衆的な組織だと評価した。左・右翼女性運動についての評価が両非論的な方式だという限界点を持っているが、宋連玉の見解に根拠を補ってくれた。

李承姫の論文⁽⁴⁾は、文敬蘭のこのような限界を批判し、婦総をより厳密に評価した。李承姫は今までの婦総研究をより体系的に総合したが、まず婦総が組織化の対象として労働者・農民をはじめとした基層女性と良心的な知識人女性を優先視したとしても、実際に婦総に占めている彼女たちの位置がどの程度であったのかは区別して評価すべきだと主張した。特に組織成員をめぐるこの間の研究成果の延長線上に一般成員にまでその分析対象を拡大して、婦総の組織成員を通じた婦総の性格をより厳密に分析した。のみならず婦総組織についての分析も、制限されてはいるが初めて地方まで拡大して分析し、婦総の客観的な組織化程度を予想できるようにさせた。

李承姫は婦総の活動も3つの時期に区分し、各時期の婦総活動の特徴を規定した。しかし李承姫の研究は主に組織と路線中心の分析に限られるので、婦総の活動過程についての具体的分析が不十分である。李承姫は婦総活動の時期区分の根拠を、朝鮮共産党の戦術転換にともなう婦総の活動変化に求めた。婦総の最初の活動時期を朝鮮共産党の戦術転換と理解される新戦術が出てくる1946年7月までと見て、この時期を合法的女性運動が活性化した時期だと評価した。李承姫は婦総活動の変化と人民政権樹立を目標に運動を進めた朝鮮共産党戦術との関連に注目した。そこで婦総の人民政権樹立運動に注目したが、婦総の人民政権樹立のための具体的活動過程の分析が不在で、人民政権樹立運動を通じた進歩的民主主義国家建設運動と、女性たちの民主主義的要求闘争の関連を正しく解明することができなかった。結果的に1946年前半期の婦総による人民政権樹立運動の意義を理解することにおいて限界を持っている。

以上の研究成果と限界に留意して、本論文は婦総の組織過程を具体的に分析し、これを通じて婦総の結成背景、そしてその意味と特徴を再評価した。婦総路線において人民政権樹立闘争と民主主義的な各種権利闘争を通じて建設される進歩的民主主義国家建設の目標が女性といかなる連関を持つのかを概観することで、おもに宣言と綱領・行動綱領を分析して組織路線を確定することに留まっていた婦総路線分析についての既存研究の限界を超え、人民政権樹立運動と進歩的民主主義国家建設運動という婦総の1946年前半期の活動が女性たちの諸民主主義的闘争と原則的に結合されていたことが明らかになるだろう。

最後に、本論文は婦総の活動を1946年7月までに制限した。その時期の活動過程を考察し、婦総活動の目標であった人民政権樹立運動の意義を評価した。特に婦総の人民政権樹立運動への集中と女性の民主主義的闘争との結合をよく示している活動は公私娼制廃止運動であるので、これを婦総活動の分析対象とした。

本論文で利用される資料は、まず解放直後の新聞である。特に今までの婦総研究で引用されなかった史料で、最近、写真復刻された〈現代日報〉〈建国〉〈大衆新報〉などの新聞を引用した。これらの新聞には当時の社会の姿と、若干の明らかにならなかった婦総会議の内容が掲載されている。そのほかの婦総路

線分析は、解放直後の婦女運動に関する雑誌を使用した。すでに写真復刻された雑誌であるが、いままで婦総路線分析において使用されなかった。その雑誌は婦総の女性解放思想と婦総の人民政権樹立運動を理解するのに役立った。そのほかの詳しい内容は婦女運動についての各種定期刊行物と各種社会団体の会議録を参照した。

2、 朝鮮婦女総同盟の組織と路線

(1) 朝鮮婦女総同盟の組織

解放直後、日帝残滓の清算と封建的遺習の打破を通じた朝鮮の進歩的民主主義国家建設は民衆の集約的要求であった。このような要求は民衆の「日帝残滓および親日派の剔抉と諸民主主義権利闘争を通じた進歩的民主主義国家建設」を志向して進められた「人民共和国」樹立宣布⁽⁵⁾でよく現れている。

人民共和国樹立を契機として地方で解放直後に作られた「建国準備委員会」支部は自然に地方人民委員へ吸収され、自治行政機構としての地方人民委員会は強力な組織として台頭した⁽⁶⁾。1945年8月17日に結成された「建国婦女同盟」⁽⁷⁾は、建国同盟の姉妹団体として劉英俊を委員長として罹災民救済運動・援助活動・啓蒙運動などを遂行した⁽⁸⁾。特に人民委員会と連帯して全国的規模の啓蒙宣伝活動を計画し、女性の政治的訓練と地位向上を図った。中央の人民委員会事業において建国婦女同盟はハングル講習を主催する活動を他の団体と連帯して推進したこともあった。⁽⁹⁾特に啓蒙運動の方式は、学校教育よりは団体訓練と社会的教育方式が適していると評価し、このような活動を堤川、仁川、水原、江原道などの地域まで包括してやり遂げた。特に未婚の女性は農村地域で活動することもあった。⁽¹⁰⁾建国婦女同盟の代表、李順今は1945年「反ファッション国際婦人大会」にメッセージを送り、国際女性運動との連携形成のために努力したこともあった。そのメッセージを通じて「日本の残滓、および婦女自身の民主主義的諸権利闘争はもっぱら全世界の協助と各階級の男たちの協助の中でだけ成功するもの」だと主張した。⁽¹¹⁾国際的女性運動の動向に

ついて建国婦女同盟は大きな関心を待ち、その内容を新聞にたびたび掲載した。⁽¹²⁾

しかし国内の政治的な情勢は、李承晩の人民共和国否定⁽¹³⁾、金九をはじめとする在重慶臨時政府勢力の李承晩勢力との提携状況⁽¹⁴⁾、そして米軍政の10月10日人民共和国否定宣言⁽¹⁵⁾とともに、地方人民委員たちに対する大規模検挙・拘束状況へと至った。建国準備委員会から人民委員会へ改編される過程で米軍政と右翼の人民委員会弾圧は人民委員会と密接な関係を結んでいた建国婦女同盟の分裂を予告する条件になった。特に植民地国家権力の機能中止という状況で、各地の人民委員会と結合した女性たちは、治安・積算管理・食糧管理のみならず、徴税・学校開設などの活動を遂行し、事実上、代替権力として活動していた。⁽¹⁶⁾しかし米軍政および各行政機構への親日派勢力の登用と再登用の問題は、多くの人民委員会をはじめとした女性たちの不満の対象になった。米軍政と人民委員会の関係において親日派の剔抉問題は常に摩擦原因であったのだ。⁽¹⁷⁾

このように女性大衆が親日派剔抉と自身の要求をもって人民委員会と結合し実践する状況において建国婦女同盟内では兪珥卿、李孝徳、梁漢拿などが脱退し、1945年9月10日、50余名の会員たちとともに「韓国愛国婦人会」を結成した。⁽¹⁸⁾さらに建国婦女同盟から脱退した任永信などは、李承晩統一運動の支持基盤になる「朝鮮女子国民党」を1945年9月14日創設した。⁽¹⁹⁾

「朝鮮婦女総同盟」は1945年8月17日に結成された建国婦女同盟を母体にして1945年12月22日に結成された。結成の直接的契機は建国婦女同盟からの一部指導者の脱退であり、婦総の結成は当時の政治情勢と女性運動内部の条件と状況が反

映した結果であった。

建国婦女同盟は、1945年12月6日「全国婦女団体代表者大会準備委員会」が発足し「全朝鮮婦人団体代表者大会」を1945年12月22日に開催するという提案書⁽²⁰⁾を提出した後、婦総結成のために代表者大会参加構成原則を発表した。その内容は、第一に各郡単位では女性団体代表として2人を派遣すること、第二に団体がいないところでは郡女性大会を開いてその代表として2人を派遣すること、第三に企業場所（工場その他職場）に女性従業員がいるところでは2人以上の代表を派遣すること、第四に清津、城津、興南、咸興、元山、新義州、鎮南浦、開城、永登浦、富平、三陟、馬山、晋州、全州、光州、木浦、馬山、大田からは5人を派遣すること、第五に仁川、平壤、大邱、釜山からは8人ずつ派遣すること、第六にソウルからは15人を派遣することであった。⁽²¹⁾ 婦総の参加構成原則で特徴的な点は、行政単位と生産単位の女性たちの結合であった。

ついに婦総は「全国婦女団体代表者大会」を通じて、150の支部と約180万人の会員を持つ組織として1945年12月22日結成された。各地域支部は大部分、建国婦女同盟の支部、あるいは自生的な女性会組織がそのまま婦総に転化した方式を通じて組織された。⁽²²⁾ 婦総はこのように建国婦女同盟をはじめとして全国にある女性団体を発展的に解消して改編する過程を通じて結成された。⁽²³⁾

南北朝鮮の全国各地方に散在した148の地方女性団体代表458人が南北分割という地理的条件下で婦総結成に参加した。⁽²⁴⁾ これは婦総が全国的組織として、自身の展望を想定したからである。婦総結成前、北朝鮮には「北朝鮮民主女性同盟」がすでに存在していた。⁽²⁵⁾ 南と北でそれぞれ女性運動団体の組織名称は異なっていたが、これは米ソ軍政による地理的南北分割という状況で女性運動の合理的組織配置として理解しうる。12月、南韓で朝鮮婦女総同盟が結成された後、北側の朴正愛は北朝鮮民主女性同盟委員長でありながら婦総傘

下に入り活動を企図し、⁽²⁶⁾ 47年2月10-11日に婦総第2回全国大会で彼女が婦総名誉議長になった事実は、これをよく証明してくれる。⁽²⁷⁾ のみならず45年10月日本で在日朝鮮婦女同盟結成準備委員会が推進され、47年10月13-14日、大会で「在日本民主女性同盟」という名前で女性組織が結成された。ところで朝鮮婦女総同盟は47年2月「南朝鮮民主女性同盟」へと組織名称を変え、「北朝鮮民主女性同盟」と統一を成し遂げた。⁽²⁸⁾ そのためこれら在日女性運動組織は、名称に統一を見るために「婦女同盟」を「民主女性同盟」に改称した。⁽²⁹⁾ これは婦総と北朝鮮民主女性同盟が、この時期、互いを質の違う団体だと前提しなかったことを意味する。二つの団体ともに全国的南北単一化を目標に女性運動の統一を展望して民族統一戦線を通じた人民政権樹立を展望していた。⁽³⁰⁾

婦総結成大会で選出された中央委員は156人で、常務執行委員は59人である。婦総組織は中央集権制で中央の下部である市・道には、総支部・部、郡には支部、面・村・里には分会など、部落には班を置いた。ソウル市は中央に直属し中央幹部と各道責任者は下の表のとおりである。⁽³¹⁾

<表1>朝鮮婦女総同盟の中央役員

中央部署	役員名簿
中央執行委員長	劉英俊
副委員長	丁七星、許河伯
総務部	李桂順、高明子、李揆英、金炳淑、趙文来、文快承、白柱眞、金水準
組織部	趙元淑、李順今、李瓊姫、崔玉禧、尹承敏、許東春、李慶夏、李貞淑
宣伝部	金葬實、金命時、李景仙、辛金玉、喪終三、廉鳳卿、陳惠子、具茂善、崔玉星、朴来賢、朱掌杆
文教部	朴鎮洪、金志閑、金源珠、元宰熙、呂鶴九、金光浩、金貞媛、朴景子、池英愛、李現郁、文芬蘭、金愛理、李應淑
調査連絡部	丁南淑、李喜子、丁貞鎮、金思任
財政部	徐石田、元明順、南宮鎮、洪鐘嬭、文玉善
援護部	金温、劉金鳳、權一波、姜惠淑、金玉培、梁鳳順、吳貧烈

<表2>朝鮮婦女総同盟の各道責任者

ソウル支部	許河伯
京畿道総支部	申平
忠南総支部	權有鎮
忠北総支部	金東日
慶北総支部	金春壽
慶南総支部	洪順南
全南総支部	金洪思
全北総支部	林平国
江原道総支部	林春子

一方、婦総成員は多くの民主主義政党および社会団体の成員と重複していた。婦総委員長である劉英俊、丁七星、高明子、李佳順、趙元淑、李順今、李景仙は、朝鮮共産党員で婦総中央委員であった。そして金命時、朴鎮洪、許貞淑などの独立同盟系列、金温、チェギョボク、李華卿の人民党系列の成員が婦総成員として活動した。⁽³²⁾ これらは日帝時代に朝鮮女子同友会の発起人に始まり権友会活動に至るまで、日帝下から女性運動指導者として豊かな経験を持ってきた。⁽³³⁾ 婦総幹部成員は、インテリ、^{キーセン} 妓生、女性労働者出身など基層女性が多かった。一般成員は農家の女性が大部分だが、多様な階層の女性が所属していた。⁽³⁴⁾ 「朝鮮労働組合全国評議会」傘下の中央婦人部も、婦総の中央執行委員である許均が韓哲と共同で担った。⁽³⁵⁾ 「全国農民組合総連盟」傘下の中央婦女部もまた婦総中央執行委員である劉金鳳が兼任した。⁽³⁶⁾ 「全国青年団体総同盟」に加入した「青年女子同盟」は1945年12月11日に結成された。以降、婦総結成に結合し、同時に青総に加入したが青年女子同盟の成員はほとんどが婦総役員として活動した。⁽³⁷⁾

婦総の全国的活動および組織化は朝鮮共産党の党的次元の支持・支援と連結された。⁽³⁸⁾ 1945年12月24日、婦総結成大会3日目にあたる日、婦総は朴憲永に朝鮮共産党の路線に全面的に同意するというメッセージを伝えた。⁽³⁹⁾ 朝鮮共産党もまた女性解放の一步を踏み出した婦総結成を祝賀しメッセージを婦総に伝えた。その内容を要約すれば、第一に、女性の真の解放は人民政權樹立によって

のみ可能だということ、第二に、民族統一戦線は「伏せておいて一つになろう」という主張ではなくて、親日派・民族反逆者を除いた人民の総意によって結成されねばならないということ、第三に、朝鮮女性もこのような路線を守って初めて解放を勝ち取れるということ、第四に、女性運動の当面課題はこのような路線の死守をはじめとして農村女性の啓蒙、国家建設への参与、封建的殘滓肅清のための闘争への積極的な参加などの内容であった。⁽⁴⁰⁾

このように朝鮮共産党の支持・支援下で婦総成員たちは社会全体、各運動勢力と連帯した。労働者・農民たちを中心にして多くの部門勢力が利害関係を統一させざる過程で自身の課題は具体化されうるし、その過程においてのみ自身の課題は実現されうるという原則をはっきりとさせた。これは婦総結成式で「婦人の解放は人類解放の一尺度である」「婦人解放運動の成功は婦人だけで可能なことではない。その政治的解放のためにはすべての反封建的な革命勢力と同盟せねばならず、その社会的解放のためにはあくまでも労働者階級と同盟しなくてはならない」と主張したことに良く現れていた。⁽⁴¹⁾

大部分が朝鮮共産党路線に同意した社会主義女性指導者たちで構成された婦総中央委員会で、民主主義的組織活動方式は婦総結成大会においてよく現れた。婦総結成大会で提起された重要な討論案件は、女性の生活改善闘争方針であった。女性の生活改善は人民共和国の建設と勝利の後に可能であるという意見が、婦総内で論争になった。この論争に婦総地方代議員たちは積極的に参加し討論したが、結局、婦総結成大会でそのような意見は極左的見解として批判され、婦総の立場として適切でないとして整理された。⁽⁴²⁾ 多様な意見の解決方式において、婦総の組織活動は民主主義的だった。のみならず婦総結成大会は当時諸団体が行った会議で全く見ることでできなかった民主主義的会議方式をよく表し大きな成果であったという評価も受けた。⁽⁴³⁾ さらに1946年2月15日「民主主義民族戦線」結成大会で、比例代表制による代議員選出での婦総

の不合理な待遇に対して異議を提起する中央幹部の姿は⁽⁴⁴⁾ 民主主義的な組織活動方式をよく示している。

要約すれば、朝鮮婦女総同盟は解放直後に結成された建国婦女同盟内からの一部女性運動指導者たちの脱退状況を契機として結成された。さらに婦総結成は、当時の米軍政と右翼政治勢力の左翼勢力に対する弾圧と左翼運動の条件下でなされた。婦総は全国婦女子団体代表者大会を通じて全国の女性団体を統一的に集めきり統一的で全国的な女性運動を作ることを目標に結成された。そして結成過程で女性たちの独自の活動を展望して婦総が結成されたが、その方式において朝鮮共産党の党的活動を担保として婦総が結成されたという特徴を持った。そして社会主義女性運動家たちの民主主義的組織活動方式と結合した各地域女性団体が女性の進むべきところを決定した主体的結集であったことに歴史的意味があった。

(2) 朝鮮婦女総同盟の路線

1945年12月22日に結成された朝鮮婦女総同盟は、結成大会で自身の路線を綱領・行動綱領と宣言文を通じて明らかにした。綱領は「第一、朝鮮女性の政治的・経済的・社会的完全解放のために努力する、第二、進歩的民主主義国家建設と発展に積極的に努力する、第三、朝鮮女性の国際的提携を図り、世界平和と文化向上に努力する」という内容であった。⁽⁴⁵⁾

婦総の行動綱領は「政治的に男女平等の選挙権・被選挙権の確立、親日派・民族反逆者・国粹主義者を除いた民族統一戦線結成の積極的参与、言論・出版・集会・結社の自由、経済的には女性の経済的平等権と自主性確立、男女賃金差別制の撤廃、8時間労働制、勤労婦人の産前産後各1ヶ月の有給休養制の確立、託児所のような社会施設の完備、社会的に封建的家父長制度の抑圧から解放を要求する公私娼制と人身売買撤廃、一夫一婦制実施、教育に対する男女差別撤廃、国家負担

による女性文盲根絶機関の設立、生活改善、母子保護法制定、封建的結婚制の撤廃、農村に国家負担の医療機関設置」などが提示された。⁽⁴⁶⁾

宣言文は、朝鮮において日本帝国主義の植民地政策により、女性が20世紀に生きながらもいまだに半封建的な遺習に縛られていると述べ、女性も「人権、道徳、政治、経済、文化面で人間として当然に持たねばならない地位と権利を持ち、自由と平等と自主を享有しなければならない」と明示した。一方「連合国によって解放された朝鮮は、もっとも進歩的で民主主義的な楽園を建設する義務・権利と自負を持つようになったので、36年間、朝鮮民族を搾取し意識的に無知と退歩と暗黒を強要した封建残滓の完全な剔抉なしには、全民族が渴望する進歩的民主主義国家建設はとうてい不可能なことであると宣言した。⁽⁴⁷⁾

朝鮮の女性たちは日帝時代の苦痛の経験を通じて「資本専制主義、即、あらゆる非民主主義であり、これこそ婦女のもっとも大きな強敵であること」⁽⁴⁸⁾を知ったし、われわれの目標は「婦人の政治的・経済的・社会的な完全な解放と進歩的民主主義国家建設に置き、それを達成するために民族統一戦線に積極的に参加」⁽⁴⁹⁾することだと、婦総は実践態度を決定した。そして「朝鮮女性解放の道は、もっぱら人民共和国を死守」⁽⁵⁰⁾することにあると見て、ホッジ中将の人民共和国否定についての認識の修正のためにホッジ中将に決議文を送ることを決議した。さらに当時モスクワで開かれている三相会談に朝鮮人民共和国支持決議文を送った。⁽⁵¹⁾

当面の任務としては、「朝鮮女性の強力な闘争で日本帝国主義の残滓勢力と封建残滓を根本的に清算すると同時に進歩的民主主義国家建設と人民の政権樹立にまい進すること、さらに女性の政治的・経済的・社会的平等権の獲得と労働女性の勤労条件の改善と生活改善、および一夫一婦制の実施、そして公私娼制と人身売買撤廃などの反帝・反封建の課題を積極的に実現させきり、女性の利益擁護のために闘争すること」と決定した。⁽⁵²⁾ このための

啓蒙運動、文盲根絶運動、宣伝活動、組織問題、協同組合運動、生活改善運動についての方針を出した。⁽⁵³⁾

特に建国婦女同盟から脱退した女性指導者たちにより結成された「韓国愛国婦人会」、「朝鮮女子国民党」では当時重要な課題だった日帝残滓の清算や土地問題の解決に対する綱領や宣言文が不在であり、その他の文でも具体的な課題や行動綱領が存在しなかった。⁽⁵⁴⁾このような状況に比べてみれば、婦総の綱領と宣言では女性解放についての認識が具体的であり、少数女性による政治参加に重点を置いたまま活動している女性運動指導者たちを批判した。彼らの政治参加は女性の参政権運動にだけ極限された政治運動で、封建的な女性観念に対する果敢な闘争が必要な政治運動とは違いを持っていた。封建的な女性観念との闘争が必要な理由は、日本帝国主義下の毒素である封建遺習が女性の政治的自覚を妨げているからであった。こういう意味で少数の女性運動指導者に極限された政治運動とは違う、女性たちの大衆政治運動が作り出されねばならなかったのである。⁽⁵⁵⁾

婦総は現在の朝鮮で真の女性の政治参加は、貧富の格差なしに経済的余裕と生活の簡便化が保障され家庭内での労働を減らすことができる条件確保においてなしうと考えた。⁽⁵⁶⁾多くの女性が台所と居間という家庭内でだけ生きてきた理由から、女性が政治参加するということは、当時の女性としては考えられなかった。なおかつ日本帝国主義下では財産と知識を所有した者だけが政治に参加したので、多くの朝鮮女性をはじめとした朝鮮人にとって、政治をする人は「彼らの敵であり命令する者」であり、朝鮮人は彼らに服従するものであるとのみ考えてきた。⁽⁵⁷⁾

そこで婦総は女性問題についての教育と啓蒙、たとえば一夫一婦制の問題を討論し教育することに力点を置いた。このような活動は当時の女性たちから多くの支持を受けた。済州島で自治的な婦女会組織が、社会主義女性運動家たちの設立した夜学を

通じて教育を受け大きな影響を受けたことについて多くの女性たちは社会主義女性運動に多くの支持を送ったという。⁽⁵⁸⁾

婦総が綱領と宣言を通じて提起した女性の民主主義的課題は、民族統一運動による人民政権樹立と進歩的民主主義国家の役割とに密接に関連していた。進歩的民主主義国家がいかなる過程で建設され任務が何であるのかについて、婦総はその問題が女性たちといかなる関連があるのかを言及した一節で、よく表現している。代表的な内容として、人民政権により建設される進歩的民主主義国家と家庭の関係に関する問題であった。進歩的民主主義国家は家庭との関係を新しく確立し女性の民主主義的権利確保についての展望を持たねばならないという内容であった。とくに今の朝鮮の特殊な状況は、家庭が封建的生活様式をそのまま温存・強化しながら発展するために家庭内の封建的要素の打破は女性啓蒙運動の重要課題と指摘した。⁽⁵⁹⁾

家庭での封建的要素の具体的内容を、婦総は「観念的なものと物質上のもの」に分けた。「物質上」の封建的要素は、衣食住における封建的時代の不合理な制度・様式であり、これは全国的な社会政策なしには解決できなかった。そして「観念上」の封建的要素は「女はしとやかで貞淑でなくてはならないとか、(訳注：男子は良いものを食べるが)娘たちは何を食べてもかまわないとか、女に平等を言ったらいけないということ、または女は家庭のことでもしていればよいのであつて読書するだとか勉強するだとかいうことは必要ない」という認識であった。⁽⁶⁰⁾このような家庭内の封建的要素が女性の社会的進出⁽⁶¹⁾と女性の真の主体形成を妨げるので、婦総は家庭内婦女の闘争を督励した。⁽⁶²⁾婦総は、夫や家族の一族がどうかの利害関係で夫の後ろを追いかけて街頭へ出て闘う右翼女性運動団体を批判し、女性自身の問題についてみずから意識し独自の実践で「女性の単純な内助」という次元とは違う女性運動を主張した。⁽⁶³⁾

特に封建的要素の打破は、将来樹立される人民

政権によって建設される進歩的民主主義国家の役割と関連した。婦総は現在の朝鮮社会において家庭がすでに社会的性格を獲得しており、家庭問題を意識的で計画的な国家政策として解決しようとした。女性解放の条件である女性の経済的自立の妨害要素を、婦総は、朝鮮の家族制度、そして科学技術の成果である各種文化施設を家庭に導入し得ないことに求めた。結局、このための解決策は封建的家族制度の打破と科学技術の成果の家庭への導入であるが、これは国家財政問題、科学技術普及問題などと連関し、結局、社会的諸問題と結びつき、国家と女性問題の解決は関連するほかなかった。(64) このように婦総にとって女性解放は家庭問題の解決を条件にして成し遂げられる問題であった。女性の全面的負担である家庭での仕事を、国家政策的側面で試み共同で負担解決しようと考えた点、すなわち家庭問題を国家公共政策的次元にまで拡張し連関づけ、女性の社会的活動と実践の自由を保証しようとした。(65)

人民政権樹立を通じて建設される進歩的民主主義国家は家庭との関係を新しく確立し、女性に対し持つべき任務として生産力の発展展望を国家の経済政策(66)のなかで保証し、ついに女性が現実的苦痛である家事労働の負担から逃れるように、その条件変化を図らねばならないと婦総は主張したのである。特に農村経済において機械化への展望は重要だが、これは時間の余裕をもたらし、また公共住宅政策であるアパートを建設し社会的共同体生活を目指し、それを通じて家事労働の簡素化と科学化を成し遂げることを、婦総委員長の劉英俊は女性座談会の場を通じて主張した。劉英俊は、座談会で現在の生活様式と制度の変化が女性解放の前提条件であり、これを国家的に実行しなければいけないと強調した。またこのような条件作りを通じて都市女性と農村女性の連帯は成し遂げられると考えた。(67) このような認識は婦総結成大会で「家庭生活を簡便で明白にすることと、これを科学化しよう」という決議として確認された。(68)

ところで科学技術と生産力の発展を担保とした「家事労働の簡素化と科学化」は現在の朝鮮の経済関係と関連する問題として朝鮮ではいまだ保証されていなかった。農村はいまだに大多数の農民が半封建的土地所有関係で縛り付けられ、農業における自由な発展の道を実現させられずにいた。そしてこのような農業の現実のために工業発展の不可欠な条件になる商品経済と国内市場が拡張されえず工業発展は制約されていた。(69) したがって婦総は土地所有関係の変革を通じて農村での半封建的生産関係を止揚し、農業生産力の発展をめざすことが必ず必要だと認識した朝鮮共産党の経済政策に同意した。そして重要産業では親日派・民族反逆者のすべての企業と財産を国有化し、朝鮮において国家政策的次元で主導し基幹産業発展をめざし工業生産力の発展を成し遂げるべきであると認識した朝鮮共産党の経済政策的志向(70)と合致した。

このように女性問題の解決の不可欠な要素である「家事労働の簡素化と科学化」は朝鮮の経済関係と連関した。したがって女性解放のための課題が、当時一般的な要求である半封建的土地問題解決、産業の国有化などの問題と連関させられた。婦総の女性運動の方向は、まさにこのような女性たちの基本的な日常擁護闘争の中で一般的な要求を結合させ女性問題の本質について認識し、具体的な実践をめざそうとした朝鮮共産党(71)と結合した。

婦総は、女性の自発的な参加によって建設される進歩的民主主義国家建設を上記のように展望した。婦総が意味する進歩的民主主義国家の建設方式は女性の現在の状態を批判し、ひいては主体的で自発的で能動的な女性として形成するために行動を引き出す方式であった。進歩的民主主義国家建設は、このような一般女性の能動性を彼女たち自身の要求から自ずと引き出し、将来彼女たちの大規模で自発的な参加によって建設されるものであった。これが婦総の理解した進歩的民主主義国家の内容であり、この課題を遂行すべき権力的表現として人民政権樹立を提起した。

3、朝鮮婦女総同盟の活動（1945.12-1946.7）

(1) 人民政権樹立運動

婦総は中央組織の結成以降、全国的な支部結成を推し進め、組織化に心血を傾けた。⁽⁷²⁾このときの方式は、女性たちに対する啓蒙運動、文盲根絶運動、宣伝活動、協同組合運動、生活改善運動などを通じた日常活動であった。⁽⁷³⁾婦総はこのような組織化過程が、女性の利害を代弁する女性運動の発展に服務し人民政権樹立運動の物理的基盤になると認識していた。⁽⁷⁴⁾

婦総は民族統一運動のなかで闘い取られる人民政権樹立と進歩的民主主義国家建設の目標に米軍政は反しないと判断した。⁽⁷⁵⁾なぜならば米ソ軍政は長期的な権力として存在するものではないからであった。そして婦総は、米軍政を朝鮮内の多くの政治勢力と関連して理解した。婦総の結成大会で婦総指導者たちが米軍政と右翼政治勢力による南朝鮮革命闘士たちの不法拘禁に反対しつつ、これを「反民族的な不正不当利益を得ようとする輩の責任」であると見る⁽⁷⁶⁾態度において、このような観点をよくあらわした。

一方、婦総は金九および在重慶臨時政府勢力に対して自分たちだけが真の連帯勢力であると語り⁽⁷⁷⁾人民共和国否定を宣言した李承晩と提携しようとする在重慶臨時政府勢力と提携を図ろうとした。当時、民族統一運動過程で継続される政治的提携の失敗は女性運動内で政治的な状況と関連して作られた内部的分裂につながった。婦総は李承晩を民族統一運動過程で除外させること、そして韓民党で主催する国民大会に参加しないこと⁽⁷⁸⁾を自身の実践方針として決定した。またもう一方では、人民共和国支持と中央人民委員会と朴憲永にメッセージを送り人民共和国死守を決議事項として決定した。⁽⁷⁹⁾

12月28日モスクワ三相決定が国内に知られた後、金九を中心にした臨時政府勢力は12月28日いわゆる「反託国民総動員委員会」を結成し、12月31日、人民共和国の「統一委員会構成」提案を拒否した。

以降、金九は「非常政治会議」を開き李承晩勢力の「独立促成中央協議会」と提携した。ついに1月22日二つの勢力の連帯で「非常国民会議準備会」がつくられ、2月1日「非常国民会議」が開幕した。その会議で過渡政権樹立の最高政務委員28人は、「過渡政権についての産婆役」を自身の任務として想定し「南朝鮮大韓民国代表民主議員」を2月14日結成した。⁽⁸⁰⁾このような一連の政治的流れは右翼民族主義と結合して進められる信託統治反対運動とともに進行した。

朝鮮解放の国際性を認識していた婦総は、朝鮮の問題が国際的制約を受けるだろうと考えたが、それは的確な国際情勢認識であった。特に1946年3月8日「国際婦人デー」記念式でその点ははっきりと現れた。その内容は、第一に朝鮮についてのモスクワ三相会議決定は世界民主主義路線の具体化であり、第二に朝鮮民族の民主主義路線への発展は米国・ソ連・イギリスの共同決定により約束されたものであることが周知の事実であるというものである。したがって朝鮮民族の主観的願いからだけ民主主義路線が始まり実現されるのではないと明らかにした。⁽⁸¹⁾このような認識に基づいて婦総は初期反託運動の情勢においてモスクワ三相会議の決定を支持することができた。⁽⁸²⁾しかしこのような国際的関係が日帝植民地時代の経験を持った朝鮮民族にとっては情緒的に拒否されうるし、信託問題をめぐって繰り広げられる朝鮮民族運動が国粋主義的・排他主義的・民族主義運動へ誘導される基礎を持ちうると見た。⁽⁸³⁾これは婦総が「効率的な統治を保障する強力な民衆たちの統合および動員理念として民族主義」が使用されうることを認識することを示す。李承晩をはじめとした諸勢力が「統一についての渴求などから吹き上がる民衆の烈火のような伝統的民族意識を適切に誘導・排出するために、さらに民族構成員相互の民主主義的同等権を必然的に前提とする民族主義的要請において、統一成就と民主主義構築という当然の要求事項には背き、伝統的な復古的な民族観念で民衆を率いていくとい

と」⁽⁸⁴⁾を認識したことを示す。

一方、信託統治案発表以降、建国婦女同盟から脱退した女性運動家たちは46年1月1日「全国婦女大会」を開き、反託を決議した。⁽⁸⁵⁾その後、金マリサ、^{ユダクキョン}兪珏卿、黄基聖、任永信などは1946年1月10日「独立促成中央婦人団」を結成した。⁽⁸⁶⁾彼女らの活動は主に軍政庁前で反託デモを展開することであった。⁽⁸⁷⁾そして女子国民党の副委員長である金星と副総務の黄賢淑は大韓民国代表民主議員に参加した。そして「独立促成中央婦人団」の任永信は、民主議員議長である李承晩議長秘書として任命され活動した。李承晩と金九勢力とのつながりを持って活動を展開していたこれら団体は女性の具体的利害を代弁することとは乖離した少数女性政治指導者輩出に努力を傾けた。⁽⁸⁸⁾

一方、米軍政は一連の反民主悪法を制定し⁽⁸⁹⁾12月末以降、弾圧を強化していった。1946年4月に大々的な逮捕が行われるが、6日に馬山では警察が、労働組合協議会、民主主義民族戦線、人民委員会、婦総、青年同盟などを捜索し幹部15人を検挙した。さらに7日鎮海では、婦総幹部など27人が検挙された。⁽⁹⁰⁾米軍政の婦総に対する弾圧と信託問題についての李承晩と金九の役割を、婦総は非常国民会議および民主議員に対する責任において理解した。⁽⁹¹⁾

金九と李承晩の妥協によって民族統一運動による人民政権樹立が難関にぶつかるや否や、当時婦総をはじめとした各政党および民主主義的社会団体は1946年2月15日～16日「民主主義民族戦線」(以下、民戦)を結成した。⁽⁹²⁾これは金九と李承晩の非常国民会議についての動きに対する対応であった。婦総も民戦傘下団体として加入し、婦総成員20人が民戦代議員として選出された。⁽⁹³⁾「満18歳以上の男女には性別、階級、身分、財産などの区別なく、すべて選挙・被選挙権があり、男女平等の原則下で民族の半数である婦人の経済的政治的地位を向上させ、教育は義務制として実施するが国家負担とし、人民に権利を享有できる」進歩

的民主主義国家建設および人民政権の樹立を、民戦は一つの綱領として定め女性問題が解決すべき課題であることを明らかにした。⁽⁹⁴⁾

1946年2月20日軍政庁法令第55号をもって政党登録法が制定されたが、婦総をはじめとした各団体は朝鮮の民主主義に反すると理解し政党登録法の撤回を要求した。⁽⁹⁵⁾政党法の内容の核心は、米ソ共同委員会による臨時政府樹立に備え李承晩をはじめとした諸勢力の物的土台形成に有利な政治地形を作るための措置であった。結局政治活動の自由を保障するという意味よりは、大衆的基盤と地域基盤が脆弱な極右勢力を保障してやる装置であった。⁽⁹⁶⁾そこで婦総はこの政党登録法の撤回についての決議書を連合国総司令官マッカーサーに送り、各政党、大衆団体と連帯して共同闘争を行った。⁽⁹⁷⁾特に釜山地域の場合、政党再登録に対する反発が3月中ずっと道全域で展開され、これにともなって4月8日政党登録要求を無視したという理由で婦総をはじめとした民主主義諸団体は捜索を受け検挙された。⁽⁹⁸⁾

婦総は3月8日国際婦人デーを迎え3月1日から3月8日まで「婦女解放闘争記念週間」として定め、大々的な行事をした。⁽⁹⁹⁾3.1節の行事準備に結合して⁽¹⁰⁰⁾3月8日「国際婦人デー」記念行事を準備した。この記念行事で婦総は、モスクワ三相決定による米ソ共同委員会死守へと女性運動の方向を合わせた。さらに米ソ共同委員会により建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立過程で大きな制約条件になっている政党登録法は自由な政治活動を拘束する世界のどの国でも見つけることのできない法令であると批判し、米軍政に政党登録法の即時撤回を要求すると決定した。⁽¹⁰¹⁾

一方、婦総は1946年3月8日「国際婦人デー」に各種の決議事項を提出した。特に婦総は「工場へ、農村へ、街頭へ!」というスローガンのもとに基層生産組織にいる多くの女性たちの苦痛をいっそう深く取り上げ、彼女たちの要求のために闘争しようという方針を決定した。⁽¹⁰²⁾実際1946年春、極度

の食糧不足と物価暴騰により民衆の生活はいつそう貧窮した。このような状況は当時の女性の頻繁な自殺と⁽¹⁰³⁾遺棄児童の増加⁽¹⁰⁴⁾、家庭内暴力問題⁽¹⁰⁵⁾によって代弁される社会問題の増加とも関連があった。この当時、ソウルでは3000人余りの主婦を含む民衆が食糧問題で米軍政と市当局に嘆願をしたこともあった。⁽¹⁰⁶⁾

このような状況において1946年3月27日、婦総は100人余の主婦が集まるなかで高明子の司会で「主婦食糧対策懇談会」を開き、緊迫した食糧問題についての方向を模索した。そして「食糧配給機関の運営を直接主婦の手で運営させること」を要求事項として決定した。⁽¹⁰⁷⁾食糧問題は家族の世話と家事仕事を一次的に担当していた女性たちを米要求闘争の主要集団へと登場させた。婦総は女性みずから協同組合をつうじて食糧を配給しようとした自律的食糧対策活動を保証してくれる人民政権を想定した。婦総は、食糧問題解決の代案を土地所有関係の再編を通じた無償没収・無償分配の土地問題解決ととらえ、民戦を通じて女性たちに対して土地問題に関して宣伝し討論した。⁽¹⁰⁸⁾

1946年3月28日、婦総は食糧問題についての討議を経た後に人民委員会主催で開催された「食糧問題協議会のための各政党社会団体代表の集い」に参加し、他の社会運動勢力と共同でこの問題に対処するという方針を下した。⁽¹⁰⁹⁾そして各洞の主婦代表で構成された「食糧対策協議会」を構成した。⁽¹¹⁰⁾

女性たちの基本闘争方針にしたがい、婦総は女性の各種デモに結合し、その闘争を組織した。婦総の食糧対策についての方針が一般女性たちとともに進められるならば、食糧難による女性の不満として爆発し、提起された闘争要求である「食糧配給を直接女性の手で運営させよ!」という要求は、地主と悪辣な商人の利益を代弁し親日派を大挙登用して軍政を維持していく米軍政との摩擦を避けることはできないものであった。⁽¹¹¹⁾そして実際、多数の地方人民委員会と結合した女性はそのような摩擦を

避けず、親日派の別袂を叫び食糧問題と結合して闘争した。⁽¹¹²⁾特に三陟では300人で始まった女性たちの米要求闘争が二日目には3000人にいたった。⁽¹¹³⁾大多数の民衆女性たちの生活難から来る苦痛に、婦総は彼女たちとともに行動した。当時の右翼女性運動指導者たちが李承晩・金九と連帯し女性たちの実際的な苦痛を無視したまま反託運動だけを主導しているとき、婦総は食糧対策の問題を自身の問題として考えデモ形態として表出している女性たちの主体的な闘争活動に注目した。婦総は、食糧対策運動が女性を自覚された主体へ確立させることができるようにする契機だと認識していたのであった。

婦総はさらに1946年3月8日「国際婦人デー」を迎え、ホッジ中将に公私娼の即時廃止のための決議文を提出し女性問題についての社会的世論を喚起した。⁽¹¹⁴⁾さらにモスクワ三相決定以降、国内の右翼女性運動指導者の反託運動への集中状況においてモスクワ三相決定が持っている意味を女性たちに宣伝する必要性を持ち、婦総内でモスクワ三相決定についての意味を宣伝する事業も進めた。⁽¹¹⁵⁾婦総はここで女性の政治闘争は女性参政権運動にだけ極限されてはならず、特に有産階級女性の参政権運動は自身の政治運動とは対比されると指摘した。「資本専制主義的な政権獲得とぜいたくな女性政治家の女性参政権運動」は自身の女性運動とは距離があった。「自分たちの政府は、社会的制度と経済的制度において女性解放が実現される政府、民主主義原則において樹立される進歩的民主主義的政府」でなければならないと主張した。現在朝鮮には「民主主義に反撃し民族の分裂と国際的孤立を自任して登場してくる資本専制主義と真の民主主義という2大陣営が争っている」と宣伝した。⁽¹¹⁶⁾特に民族問題についての格別な注意をすることと、当時高揚していた反託運動についての対立を単純に信託賛成に置き街頭集会に来た民衆の数に求め自身を過大評価してはならない、などと強調した。⁽¹¹⁷⁾

婦総は、反託運動を通じて自身の権力基盤を固

める契機として想定している李承晩とその女性運動勢力に対して民戦を中心にした民主主義的諸団体と連帯して対応した。婦総は民戦を中心にした女性の政治的大団結⁽¹¹⁸⁾を図り、全国的な組織整備も継続して進めた。⁽¹¹⁹⁾ これを通じて米ソの国際的協約による決定で建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立に自身の政治的役割をもって結合し人民政権樹立・建設の経路を実質的に作り出そうとした。

モスクワ三相会議決定以降、米ソ共同委員会がその決定の実行を目的に事業に着手した。これをめぐり婦総は「統一の前兆」として理解し、民族統一運動の可能性がだんだん具体化されることだと理解した。そして婦総からも米ソ代表アーノルドとスティコフ上將に感謝のメッセージを送った。米ソ共同委員会が三相会議決定の一つである朝鮮問題についての決定を実行するために開催されたものであるからには、朝鮮問題についての決定の一つであった信託統治問題を米ソ共同委員会の事業実行から分離できない問題として認識してくれることを米ソ共同委員会に促求するという内容もそのメッセージに掲載した。⁽¹²⁰⁾

しかし3月20日米ソ共同委員会一次会議で協議対象問題として論争が展開されて以降、朝鮮臨時民主主義政府樹立問題に関する具体化はだんだんと難関にぶつかった。この協議対象に関する問題において、三相決定を最初から積極的に支持していた婦総を含む民戦所属団体の各級大衆組織が民戦傘下の3つの党だけを除いて全部協議対象から排除された。しかし民主議員所属団体である17の団体は記録された。⁽¹²¹⁾ 即ち婦総はモスクワ三相決定に対する支持を条件にしてのみ協議対象になることができるという米ソの協議対象原則に照らして見ると、自身は当然に参加資格を持っているのに米ソ共同委員会で南朝鮮協議対象名簿作成を担当している米軍政が自分たちを排除させることは不合理な仕打ちだと認識していた。

以降、米ソは協議対象問題に関する米国代表団決定をソ連側が支持せず、ふたたび難局に陥った。

しかし米国はこの問題を回避して38度境界線撤廃問題と朝鮮の経済的統一問題に関して討議することを提案した。しかしソ連としては受け入れることができず、これを拒絶した。ソビエト代表団は、第一に米国代表団の提案は朝鮮臨時民主主義政府の樹立後、臨時政府と朝鮮人民自体が討議する問題であり、第二に米ソ共同委員会は朝鮮の経済的統一問題を討議する全権を持っていないという理由で拒絶した。その後、ついに米ソ共同委員会は5月9日に中止された。⁽¹²²⁾

一方、このような状況で独立促成中央婦人団の副委員長である朴順天は、米ソ共同委員会に38度線撤廃を要望するという声明を発表した。⁽¹²³⁾ 「韓国愛国婦人会」と「独立促成中央婦人団」は、1946年4月5日「独立促成愛国婦人会」（以下、独促愛婦）への合同のための会議を開催した。⁽¹²⁴⁾ その後、米ソ共同委員会の閉会後の1946年6月18日から20日まで「全国婦女団体代表大会」を開催し本格的な出発をした。⁽¹²⁵⁾ 李承晩・金九と密接な関連を結び活動した彼女らは当時の女性たちの親日派剔抉および女性の民主主義権利の争奪を当面の目標に置きはしなかった。これは大会で明らかにされた彼女らのスローガン「婦人の権利は祖国光復があったのちにあるので、まず女性の血と力と汗で独立を先に勝ち取り豊かな経済を建設しよう」というところに、よく示されている。⁽¹²⁶⁾

一方、民戦傘下の婦総をはじめとした各団体は、米ソ共委の開催中、モスクワ三相支持についての解説事業を行なった。その後4月23日第2回全国人民委員会代表大会を開催し米ソ共同委員会によってすぐに樹立される朝鮮臨時民主主義政府を期待しながら建国の問題を討論した。⁽¹²⁷⁾ 婦総は「統一の前兆」として理解された米ソ共委についての支持事業を進めた。婦総主催で「米ソ共同委員会歓迎・大講演会」を1946年4月8日に挙行了。ここで婦総は「婦女解放は早晚建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立にあり、その政府に婦女が参加する権利があること」を主張し、米ソ共同委員会に感謝

メッセージを送った。⁽¹²⁸⁾

第一次米ソ共同委員会の休会后、李承晩の南韓単独政府樹立運動は本格的に進められた。金九は臨時政府の法統を押し立てて反託自主独立の方向へ李承晩とともに提携した。金奎植は呂運亨を相手に左右合作運動を展開した。このような状況で朝鮮女子国民党の党首である任永信は全国を巡回し反託講演会をもった。米ソ共同委員会休会后、米軍政と右翼の左翼に対する弾圧が強化される状況で右翼女性運動指導者は自身の積極的組織結成に、よりいっそう拍車をかけた。事実、その前までは市・郡単位の支部組織や分会組織の結成が不十分であった。⁽¹²⁹⁾

米ソ共同委員会の休会后、婦総は休会に対する責任を「民主議員および傘下団体の反民主主義的戦術」に求めた。⁽¹³⁰⁾ 米ソ共同委員会休会后、婦総は民戦第2回中央委員会で共同委員会の統開は民戦を中心にした強力な全人民の運動を通じてのみ可能だとして三相決定実現のために闘争する団体で構成された民戦強化に力を注ぐことを決定した。⁽¹³¹⁾ 人民政権樹立運動線上で提起された朝鮮臨時民主主義政府樹立・建設についての婦総方針であるモスクワ三相決定および米ソ共同委員会死守は、米ソ共同委員会休会后、変化を見せ始めた。休会が意味するところは米ソ共同委員会実現により建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立の可能性が、ある程度希薄になっていることを意味した。米ソ共同委員会休会后、婦総は女性たちのさまざまな民主主義的改革に、なおいっそう努力を傾け、組織の拡大強化を図るために中央拡大委員会を開催した。⁽¹³²⁾ その拡大・強化方針は、当時、農民・労働者との結合を通じて成し遂げられつつあった。何よりも婦総がホッジに公私娼廃止決議文を伝達した46年3月9日⁽¹³³⁾以降、公私娼廃止問題は社会的なイシューになったが、ここに積極介入して活動を試みた。のみならず46年夏、大洪水による水害に婦総は各農村、および地域に積極的に連帯して活動した。⁽¹³⁴⁾ 女性労働者の大ストライキ闘争⁽¹³⁵⁾

にも積極的に支持・連帯した。

以上のようにモスクワ三相決定を契機に繰り広げられた婦総の実践は、民戦結成を通じて自身の勢力を結集しモスクワ三相決定により建設される朝鮮人民民主主義政府樹立に自身の役割を反映し、以降建設される人民政権樹立の経路を具体化させることであつた。婦総の諸民主主義闘争原則は現実的に米ソ共同委員会によって建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立を展望していたので、それに対する支持闘争へつながった。これは基層大衆組織で自らの要求闘争を展開している多様な運動において貫徹された。⁽¹³⁶⁾ 女性たちの諸民主主義的権利闘争についての代案が米ソ共同委員会により建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立と結合されていたために米ソ共同委員会支持闘争へと自身の女性運動の方向を集中した。

(2) 公私娼制 廃止運動

公娼制度は日本の植民地支配下で全国的に統一された取り締り規則が發布され、法的に1916年3月に確立された。これは植民地支配下で女性の劣悪な境遇を後押しする装置になり民族差別と女性の状況をよりいっそう劣悪にさせた。⁽¹³⁷⁾ 解放後、このような日本帝国主義の残滓であり反民主主義的・反人権的な公娼制の廃止は重要な変革課題として提起された。⁽¹³⁸⁾ 解放という状況はこれを解決しうる重要な契機であつた。

1946年4月末現在、ソウル市内の遊郭組合は3か所あり娼妓の年齢分布は17才から30才に至り、ソウル市内だけで計699人がいた。⁽¹³⁹⁾ 日帝から解放された朝鮮の現実において、そして進歩的な民主主義路線に立脚し国家を建設する状況において、婦総はすでに米国と日本でも廃止された公娼制の廃止は現実化されうる課題と認識し、公私娼廃止法令を即時發布し娼妓たちの前借金を消滅させてやることを要請する建議書を南朝鮮駐屯軍総司令官ホッジ中将に提出した。⁽¹⁴⁰⁾

婦総は当時、基層女性の一員として社会から疎外

され同じ女性から冷たい扱いを受けている娼妓たちの民主主義的の念願に応えた。娼妓代表が婦総を訪問し、自分たちの事情を訴え、このような娼妓たちを温かく迎え婦総が相談をしている事例⁽¹⁴¹⁾は、これをよく示している。のみならず解放直後に娼妓たち自らが日帝時代の奴隷制度を打破しようという叫びとともに娼妓搾取機関である組合制度に反対して娼妓自治機関設立の主張を要求し、総決起する状況であった。そして自分たちのこのような要求条件を盛り込んだ陳情書を米軍政に娼妓代表たちが提出するなど、彼女たち自らによる運動が進められた。⁽¹⁴²⁾

公私娼制の廃止を米軍政に建議することで始まった婦総の活動は、社会的世論を呼び起こし、ついに公私娼の問題と娼妓たちの闘争についての関心呼び起こした。⁽¹⁴³⁾以降、米軍政を初めとしたほかの右翼女性団体指導者たちの行動を引き出すのに大きな役割を担った。米軍政は46年5月27日法令第70号を発表し「婦女子の売買、あるいは人身売買の廃止」を公式的に公布した。⁽¹⁴⁴⁾しかし「人身売買禁止が公娼の廃止と連結されるのではない」⁽¹⁴⁵⁾などの発言が出てくるなど、人身売買の廃止をめぐる解釈が入り乱れた。実際、人身売買の禁止発表以降、その法令が持っている効力は、人に対する一切の貸付関係を消滅させ、売買を行う者は厳重処罰するという方針として提示されたが、抱え主たちが娼妓たちに対する貸付関係を清算せず、私娼に転換するなど、一切の法令を無視する行為が続出した。実際に法令70号の発表は、娼妓たちには即刻の貸付関係の清算と自由の身を意味したが、抱え主たちは警察の法令70号に対する態度表明が遅れている状況で「娼妓たちが逃げれば不法」^{キセツ}だと言いながら妓生たちに脅しをかけるかと思えば、他方では「逃げればどんな方法で生きていこうというのか」「以降、私娼に転換するはずだから残っている」というなどの言葉で娼妓たちを足どめした。⁽¹⁴⁶⁾

それにもかかわらず多くの娼妓たちは街へ飛び出した。当時、道路には三々五々組を作って抱え主から逃げだした娼妓たちがたくさん目に付いたと新聞

は伝えている。⁽¹⁴⁷⁾このように多くの娼妓たちが抱え主の手から解放された状況で、婦総以外のほかの女性団体ではこの問題に能動的に対処する組織力が不在であった。まだ「独立促成愛国婦人会」も組織的に結成されていない状況なので、力強く対処しようにも対処できなかった。米軍政の法令発表後、遊郭を訪ね、「公娼が社会に性病を蔓延させて、子女教育にも大きな支障をきたしているの」⁽¹⁴⁸⁾廃止させねばならないことを善導して回りはしたが、これらの公娼問題に対する態度は当時の娼妓たちから非難をかった。娼妓たちは「女性団体ではいつも話の始めに公娼のせいで数多くの朝鮮女性たちが侮辱されていると公娼を非難する。しかし誰が公娼になりたくてなったのか」といいながら非難することもあった。⁽¹⁴⁹⁾

一方、抱え主のもとから出てきた女性たちの勇氣に、婦総は収容所を作って彼女らと結合して彼女らの生計保障と社会的保護のために努力した。⁽¹⁵⁰⁾抱え主のもとから出られず公娼制に縛り付けられていた娼妓たちは、公娼制の存続を前提に娼妓の健康診断を法令で実施するようになった米軍政の政策に強い不満を示した。娼妓検診に対して強く不満を表した理由は、日帝時代にもなかった女性たちの全身検診を当時の娼妓たちは情緒上とうてい受け入れることができなかったからである。特にそれを侮辱的な仕打ちであると考えた。娼妓営業許可の前提条件として娼妓たちの月2回の全身検診は、舞踊を試験し娼妓営業許可をもらっていた過去とは異なった条件であった。このような処置に娼妓たちは侮辱的な仕打ちだと思いつウルの600余人の娼妓たちがすすんで総ストライキを繰り広げもした。⁽¹⁵¹⁾

人身売買廃止法令は、公式的に公娼制度を撤廃するという明文がなく、娼妓自身の自由意思により公娼は維持されうるといように解釈され、公娼制を存続させようという抱え主たちによって悪用される素地があり⁽¹⁵²⁾、これを後押しする、公娼制存続を認める警察部長の談話⁽¹⁵³⁾は、人身売買廃止の意味を婦総をして楽観的にだけ受け入れることができな

いようにさせた。このような人身売買廃止法令が持っている現実的意味をよく示している例は人身売買廃止以降、抱え主から離れた娼婦は以前の娼婦の数の70%程度だったが、もう一方で一日平均10人以上の娼妓支援者が増えていることからよくわかる。⁽¹⁵⁴⁾

このような公私娼廃止の問題に、婦総は公娼制廃止を要求し人身売買廃止の実質的効力は公娼制廃止を前提にすることを主張して立ち上がった。婦総は1946年6月23日、公娼廃止と社会対策のための座談会を開き、朝鮮婦女総同盟委員長の劉英俊の司会のもとで各界人士10人あまりが参席して座談会を開催した。⁽¹⁵⁵⁾ 婦総はこの場で人身売買問題がすでに社会世論化され積極的代案が必要であると力説した。そして娼妓たちの生活問題と抱え主の業種転換問題についても社会的に世論化させる必要があると主張した。のみならず公私娼廃止問題は娼妓たちだけで接近できるものではなく、社会各層の女性たちにこれらの問題を訴え、このときその方式が人格的待遇を尊重する態度でなされるべきことを強調した。さらに民主主義国家建設をひかえて女性問題の解決なしに民主主義国家建設は成し遂げられないと考えて、諸社会団体がこの問題について関心を持つことを求めた。これは公私娼の廃止という問題の解決を民主主義国家建設の後にでも本格的に成し遂げられると思考する傾向についての警戒心から強調した言及であった。⁽¹⁵⁶⁾

婦総はこの座談会開催後、各界各層の人士、政党、社会団体の賛成署名を受けた「公私娼制撤廃要求建議文」を軍政長官ロッチに提出した。ついに1946年8月10日、朝鮮婦女総同盟など14の婦人団体が「廃業公娼救済連盟」を結成した。⁽¹⁵⁷⁾ この大会は抱え主から逃げてきた多数の娼妓がふたたび遊郭の市場に戻りつつある実情についての深刻性を多くの女性団体が共有して展開した共同運動だった。

このように公私娼廃止運動が世論化され、またその解決が大多数の女性団体および女性たちに共有され力強く進められる可能性のある状況において、

当時の婦総の活動は抱え主から逃げてきた娼妓たちを收容所へ引き渡す活動であった。ところが活動が進められるなかで、娼妓たちの不満を集約しきり公娼問題についての女性団体との協力と活動を継続して導きだすことにおいて主導的に活動することができなかった。

婦総はモスクワ三相決定により結成された米ソ共同委員会によって樹立される朝鮮臨時民主主義政府樹立を念頭に置いて人民政権樹立運動へ自分の活動を集中していた。多数の娼妓を民戦へ結集させ民戦を通じて自分たちの課題を人民政権樹立問題と結合し、米ソ共同委員会によって建設される「朝鮮臨時民主主義政府」建設の課題に、自らの力を集めようとしたためであった。これはすでに政治的な左右対立によって分裂していた女性大衆運動内の対立をいっそう呼び起こし、共同の活動が可能だった女性たちの公私娼制撤廃運動を力強く進められなくなった条件になった。あわせて徐々に増加する米軍政を始めとした右翼の弾圧を引き起こし、婦総の活動は縮小され、婦総は公私娼制廃止運動に主導的に結合できなかった。

公私娼の廃止運動は以降、南朝鮮で右翼女性運動団体の「立法議会」とこれを通じた法的動きへとつながった。このような国内的状況に対して婦総は効果的な対応をすることができなかった。当時進められていた左右の女性の共同活動の場を十分に婦総の主導下に作り出し、実質的な娼妓たちの権益を擁護しきる可能性を準備したにもかかわらず、それを具体化させる政策は出せなかった。娼妓の問題は徐々に彼女らの実際的解放とは距離のある意味としての公娼廃止へとつながった。⁽¹⁵⁸⁾ 結局48年、公娼廃止法が公布される⁽¹⁵⁹⁾ 当時に婦総はすでに何らの活動もできない条件であり、48年公娼制廃止は、娼妓を私娼へ転換させる条件確保を完了した状況で作上げられた法制定として私娼制形成の完了を宣布したことに他ならなかった。

4、結論

今までに本論分は、第一に、婦総の組織と路線について考察した。解放直後結成された建国婦女同盟は人民委員会と関係を結び活動した。しかし米軍政と右翼の人民委員会に対する弾圧と左翼運動の条件は建国婦女同盟からの一部指導者の脱退という状況を作り出し、結局、婦総結成の背景になった。一部女性指導者は建国婦女同盟から脱退し、残っていた社会主義系列の女性運動家は「全国婦女団体代表者大会」を提案し、その大会を通じ1945年12月22日「朝鮮婦女総同盟」は結成された。米ソによる南北の地理的分割という状況で全国的で統一的な女性運動を展望していた婦総は、すでに結成されていた「北朝鮮民主女性同盟」と関係を結んだ。婦総構成員の階層は多様であり、中央委員たちは大部分が他の社会団体内の婦女部代表を兼任する場合も多かった。婦総は結成過程で女性たちの独自の活動を展望して結成されたが、その方式が朝鮮共産党の党的活動を担保として結成されたという特徴をもった。そして社会主義女性運動家たちの民主主義的組織活動方式と結合した各地域の女性団体が、女性たちの進むべき道を決定した主体的結集であるということにおいて歴史的意味がある。

婦総は、婦総結成式で人民共和國死守、そして日本帝国主義残滓と封建残滓の根本的清算を路線として確定した。このための女性たちの当面任務は進歩的民主主義国家建設と人民政権樹立にあり、さらに女性の政治的・経済的・社会的平等権の獲得など、女性の利益擁護のために闘争することに置いた。特に本論文では人民政権樹立を通じて建設される進歩的民主主義国家が女性についていかなる任務と役割をもつのかを婦総の認識を通じて理解した。これによって婦総の進歩的民主主義国家建設運動が女性たちの諸民主主義的要求闘争と原則的に結合されたことを明らかにした。

婦総は進歩的民主主義国家が家庭との新しい関係を確立し、女性たちの家事労働の簡素化と科学化を図る方向で女性たちの社会参加を保障するだろうと展望した。そして家事労働の簡素化と科学化を保障する生産力の発展を国家の経済政策のなかで盛り込むことが進歩的民主主義国家の役割だと考えた。これを通じて女性たちの現実的苦痛である家事労働の負担を社会的に激減させ、女性たちの民主主義的権利に対する主体的自覚を高め、女性の地位向上を実質的に成し遂げることを展望した。

第二に、本論文では46年前半期の婦総活動を人民政権樹立運動と公私娼廃止運動を中心に考察し、婦総活動の意義を歴史的に再評価した。1946年前半期は婦総の諸民主主義的闘争が活発であった。そしてそのような活動を自身の権力の物理的土台である民戦の強化に帰結させた。婦総の民戦を通じた人民政権樹立運動の過程は当時の国内外的な諸般の条件と関連して進められた。モスクワ三相決定による信託統治問題をめぐっての国内の政治情勢において、李承晩を始めとした金九勢力と米軍政は基本的に人民委員会を否定した。そして自身の権力創出の過程で民族主義イデオロギーと結合した。右翼女性運動指導者はこれらとともに反託民族運動を通じた国家建設運動を遂行した。このようななかで婦総は民主主義的諸闘争に結合した。これを通じて米ソによる国際的協約によって建設される朝鮮臨時民主主義政府の樹立過程に自身が直接参与するという展望をもった。その結果、婦総は1946年前半期、諸民主主義闘争とともに米ソ共同委員会死守とモスクワ三相決定支持闘争を自身の方針として出すことができた。

ところで1946年前半期の人民政権樹立運動への婦総活動の集中は、女性たちの民主主義的闘争課題のうちの一つである公私娼制廃止のための運動過程では政治的左右対立と連結され徐々に増加する米軍政と右翼勢力の弾圧のなかで効果的活動をおこなうことにおいて限界として作用した。一方、右翼女性運動団体は米軍政と右翼政治勢力と連帯し自身の組織を拡大していった。これは婦総活動の制約条件になり、以降の婦総活動の変化の一要因となった。ついに1946年後半期に、婦総は女性たちの民主主義闘争にいつそ

う深く関わり人民政権樹立と女性たちの民主主義闘争の結合をいっそう具体化させ自身の弱化した組織力を克服しようとした。そこで1946年後半期、婦総は諸人民抗争に積極的に結合する活動を遂行することへ進んだ。しかしすでに組織力の相当部分が破壊された状況だったために、婦総にとって1946年後半期は多くの困難な条件の中で闘争を準備させる時間になった。

最後に本論文は、女性たちのより多くの闘争過程と活動について深く究明することができなかった。多様な領域と地域で繰り広げられる女性の具体的な闘争の様相と過程、そして理念的志向を考察する必要がある。そして右翼女性運動団体についての具体的な分析と南北韓女性運動の関連を把握することは以降の課題であると考えられる。

- (1) 金南植、「南労党研究1」、1984、トルベゲ。
- (2) 宋連玉、「朝鮮婦女総同盟-8・15解放直後の女性運動」、「朝鮮民族運動史研究 2」、1985、青丘文庫
- (3) 文敬蘭、「米軍政期の韓国女性運動に関する研究」、1989、梨大女性学科修士学位論文
- (4) 李承姫、「韓国現代女性運動史」、1994、白山書堂
- (5) 「全国人民委員会代表者大会 議事録」1945. 11.24、朝鮮精版社；金南植 編、1988b, 「南労党研究 3-資料編」、トルベゲ、57頁。
- (6) ブルース・カミングス、「韓国戦争の起源-上」、1986、青史。
- (7) 民主主義民族戦線 編、「朝鮮解放一年表」、1946、朝鮮解放年報出版部、176頁。
- (8) 「女性文化」、創刊号、1945. 11. 32頁。
- (9) 「全国人民委員会代表者大会 議事録」、1945. 11.24；金南植編、前掲文、1988b,121頁。
- (10) 「女性文化」、創刊号、1945.11、93頁。
- (11) 解放日報、1946. 11.30、このような国際的連帯活動は1946年10月北朝鮮民主女性同盟が国際民主女性連盟に加入した条件の中で成し遂げられた。〔「朝鮮年鑑」1947.12、朝鮮通信社〕
- (12) 解放日報、1945. 11.20、11.21、11.30、12.1、12.6。
- (13) 「李博士と報国基金」1945. 12.10；金南植編、「南労党研究 2-資料編」、1988a,77頁。
- (14) 「米国へのメモランダム」、1945.12；金南植編、前掲文、1988a、86頁。
- (15) 「ホッジ中将の声明について」、1945. 12.13；金南植編、前掲文、1988a、82頁。
- (16) パクチャンピョ、「韓国の国家形成：反共体制樹立と自由民主主義の制度化 1945-48」、1995. 高麗大政治外交科博士論文、89頁。
- (17) パクチャンピョ、前掲論文、99頁。
- (18) 毎日新報、1945. 9.13。
- (19) 毎日新報、1945. 9.14、綱領と役員名簿は次の文参照。「朝鮮年鑑」、1946.12、朝鮮通信社、349頁。
- (20) 解放日報、1945. 12.9
- (21) 解放日報、1945.12.9
- (22) 代表的な場合が建国婦女同盟仁川支部で婦総結成大会まえの1945. 12.16、臨時総会を開催、民族統一戦線に関する問題、選挙権および被選挙権問題、婦人生活改善問題、協同組合組織問題、託児所問題、教養問題などを討議した。その後、婦総支部へ転化した。(解放日報 1945. 12.23)
- (23) 民主主義民族戦線 編、前掲文、1946

- (24) 民主主義民族戦線 編、前掲文、1946. 176 頁。朝鮮婦女総同盟の成員が南韓には約 80 万人程度だった。
- (25) 朝鮮年鑑、1947.12、朝鮮通信社、172 頁-175 頁
- (26) 3.1 女性同志会 編、「韓国女性独立運動史」、1980、463 頁。(宋連玉、前掲論文、1985. 85 頁-86 頁から再引用)
- (27) 独立新報、1947. 2.11
- (28) 独立新報、1947. 2.10
- (29) 解放新聞、1946. 12.10 (宋連玉、前掲文、1985、91-92 頁から再引用)
- (30) 朝鮮婦女総同盟の組織転化問題は、具体的な論争になりうる。朝鮮婦女総同盟は 1947 年 2 月、南朝鮮民主女性同盟に組織転化を図った。いっぽう、北朝鮮ではすでに 1945 年 10 月北朝鮮民主女性同盟が存在した。これをめぐって今までの研究は北朝鮮女盟が婦総ともとから対立的で質的に異なる運動をしていたと前提した。(李承姫、前掲文、1994、75 頁；宋連玉、前掲文、1985、85 頁-86 頁)
- (31) 民主主義民族戦線 編、前掲文、1946、176 頁、婦総各道責任者名簿は南朝鮮各道責任者名簿としてだけ限定された。具体的な南北婦総委員名簿は次の文を参照 (解放日報、1945. 12.26)
- (32) 李承姫、前掲文、1994、122 頁
- (33) 独立新報、1946. 11.13-11.17、1946.11.20-11.21
- (34) 詳しい成員分析は次の文を参照のこと。李承姫、前掲文、1994、109 頁-149 頁
- (35) 民主主義民族戦線編、「解放朝鮮1」、1988、科学と思想、200 頁。李承姫は全評婦女部長は許均だと言った。(李承姫、前掲論文、82 頁)しかし当時、許均は韓哲と共同で婦人部の責任を担当していた。(「解放朝鮮1」、68 頁)
- (36) 「全国農民組合総連盟結成大会 会議録」、1945.12；金南植編、「南労党研究3」1988b,144 頁
- (37) 「女性文化」創刊号、1945.11；シムジョン編、「解放政局論争史1」、1986、ハヌル、162 頁
- (38) 朝鮮共産党は 1945 年 8 月テーゼを通じて当面任務として大衆運動として女性運動を行っていくことを決定した。その内容は「朝鮮婦女のための解放闘争はもちろん階級的解放闘争の一部分として出発せねばならず……政見または信教の如何にかかわらず、巨万の勤労者婦人大衆、特にその中でもまず労働婦人と勤労農民婦人を単一民族戦線へ流入させることは現実的に必要なことだ。…このために特に物価暴騰反対、男女不平等と帝国主義的奴隷反対、完全独立、工場閉鎖による大衆的解雇反対、同一労働に統一賃金を原則とした労働賃金引き上げのための闘争、公娼の廃止、女子の人身売買反対闘争を起さねばならない」と主張した。(「現情勢とわれわれの任務」1945. 9.25；金南植、前掲文、1984、524 頁)朝鮮共産党は婦総の大衆講演事業のための講演者を選定してやり、また婦総地方結成式ではその地方の朝鮮共産党支部がほとんどすべての組織準備を主導的におこなったと忠南地方で婦総活動をしたオムジュブンさんは証言した。(李承姫、前掲文、1994、147 頁。)
- (39) 解放日報、1945. 12.28
- (40) 解放日報、1945. 12.29
- (41) 解放日報、1945. 12.23
- (42) 解放日報、1946. 1.1. このような会議方式を通じてさらに一つ分かることは、婦総内に多様な意識の偏差があったという点である。当時婦総内では女性解放の問題を男性と分離して対立することと理解し女性解放を女性が男性を支配する思想と理解する部類があり、論争になった場合もあった。一方、婦総内朝鮮共

産党員の李順今が婦総結成式を終える中で下した評価のうち一つは、大会の討論を通じて多少極左的傾向があるという評価であった。(解放日報、1945. 12.28) これは婦総内の多様な思想的傾向があったということの反証であると解釈できる。しかし李承姫はこの史料を根拠に婦総は自ら自身の路線が極左的であることを是認したのだと評価した。李承姫は右翼女性勢力であった黄信徳が建国婦女同盟を極左的だと批判しつつ脱退した事実と対比させて黄信徳の極左路線批判と李順今の極左的傾向批判を同一の地盤に置き不当に同一に評価しているが、これは誤謬であると考ええる。(李承姫、前掲論文、1994、120頁)

(43) 解放日報、1946. 1.1.

(44) 「民主主義民族戦線結成大会 議事録」、1946. 2.25、朝鮮精版社;金南植編、前掲文、1988b、236頁)

(45) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946、180頁)

(46) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946. 181頁。労働に従事する女性の母性保護に必要な施設を具体的にあげ、国家負担で設置することを要求したり、男女平等の選挙・被選挙権獲得の要求などは日帝時代の権友会で見ることができなかった内容である。

(47) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946、181-182頁

(48) 高明子、「婦女と三相会議」、「新世代」、1946.3

(49) 解放日報、1945.1.1

(50) 解放日報、1945.12.26

(51) 解放日報、1945.12.26

(52) 解放日報、1945.12.26

(53) 解放日報、1945.12.28

(54) 毎日新報、1945.9.10、9.14

(55) 高明子、「婦女と三相会議」、「新世代」、1946

(56) 崔華星、「朝鮮女性読本」、1948、白羽社、22頁、73頁

(57) 大衆新報、1947.4.16

(58) ヤンジョンシム、「済州 4.3 抗争に関する研究—南労党済州島委員会を中心に」、1995、ソソ大社会科学修士論文、28頁

(59) 崔華星、「女性と新しい国」、現代日報、1946.5.9

(60) 現代日報、1946.5.9

(61) 解放後(1946年基準)女性の社会的進出は多様な方面で成し遂げられた。そのうち生産的女性労働者の比率はほかの事務職または専門職に比べて大きな比重を占めた。特に女子労働者の数は労働者全体の数の27.5%を占めた。これら女性労働者の産業別雇用比率を見れば、女性労働者全体の78.9%が労働集約的産業部門に従事していた。特に労働集約的産業部門でも紡績産業の女子労働者比率が女性労働者全体の73.3%で絶対的な比重を占めていた。賃金水準で見ると、女性労働者の賃金水準は男子労働者の54.8%程度に過ぎなかった。(アンテジョン、「米軍政期、労働者階級の内部構造と貧困—製造業労働者を中心に」、「国史館論叢」66集、1995、国史編纂委員会、193頁、208頁)

(62) 現代日報、1946.5.9

(63) 現代日報、1946.6.9

(64) イムハングク、「女性解放の道」、「民主主義」、1947.8

(65) ユビョンムク、「建国と女性解放」、「人民」、1946.4

- (66) 当時朝鮮共産党の経済政策は生産力発展展望を盛り込んでいたが、詳しい内容は次の文を参照のこと。金ジョン、「解放直後朝鮮共産党の経済政策」、「韓国史論」30、1993、ソウル大、国史学科
- (67) 劉英俊、「解放女性座談会」、「女性文化」、1945.12
- (68) 解放日報、1945.12.28。この決議は婦総員であり朝鮮共産党員の李順今の主張で婦総結成大会で論争になった問題であった。婦総内で女性たちの生活改善問題は究極的に人民共和国結成を前提に可能だと主張し生活改善問題を人民共和国建設後の問題として考える傾向があった。結局、家庭生活の簡素化と科学化という決議決定は、李順今の立場が貫徹されたものと見ることができる。
- (69) 朴ムンギョ、「民主主義と経済」、「民主主義 12 強」、1946.9；高麗大アジア問題研究所、1974、「南労党研究資料集1」、250 頁-251 頁
- (70) 朝鮮共産党の経済政策的志向は次の文を参照のこと。金ジョン、前掲論文、1993、202-203 頁
- (71) 朴憲永、「現情勢とわれわれの任務」、45.9.20；金南植編、前掲文、1988a、朝鮮共産党は当面任務において女性運動は彼女たちの当面利益になる日常的要求と利害を擁護する闘争をする勤労婦人の大衆運動を発展させるために、日常的要求闘争は一般的な政治的要求闘争と結合されねばならないと指摘した。
- (72) 解放日報、45.12.26
- (73) 解放日報、1946.1.1
- (74) 解放日報、1945.12.26
- (75) 「全国人民委員会代表者大会に臨んで」、1945.11.22；金南植、前掲文、1988a、62 頁
- (76) 解放日報、1945.12.28
- (77) 解放日報、1945.12.26
- (78) 解放日報、1945.12.26
- (79) 解放日報、1945.12.28
- (80) 「ファシズムと信託統治問題」、「人民科学」創刊号、1946.1.5；金南植編、前掲文、1988a、105-143 頁
- (81) 解放日報、1946.3.10
- (82) 当時左翼が三相会議の決定を支持した原因は大きく4つと見られる。第一に、解放が連合軍によって成し遂げられた国際秩序の客観的状況についての認識、第二に、米軍とソ連の積極的説得、第三に、社会主義勢力の当時反託ムードの中での国際情勢についての疑問と徹底した認識に対する希望、第四に初期から社会主義勢力内の三相会議決定案に対する支持見解の存在である。(イガンズ、「三相会議決定案に対する左派政党の対応」、1994、国民大学校国史学科修士論文、33-35 頁
- (83) 「ファシズムと信託統治問題」、金南植編、前掲文、1988a、105-108 頁
- (84) 朴ホソン、「南北韓民族主義比較研究-“韓半島民族主義”のために」、1997、タンデ、73 頁
- (85) 朝鮮日報、1946.1.2
- (86) 東亜日報、1946.1.2
- (87) 朝鮮日報、1946.1.19
- (88) 文敬蘭、前掲論文、1989、96 頁
- (89) 「土地問題の平民的解決について」、「朝鮮土地問題論考」、1946；金南植編、前掲文、1988a、152 頁-153 頁
- (90) 民主衆報、1946,4,9、4.15,4.19

- (91) 「反民主主義諸悪法と民主議員の責任」、1946.3 : 金南植編、前掲文、1988a、171 頁
- (92) 「民主主義民族戦線結成大会の成果」1946.2.24 ; 金南植編、前掲文、1988a、147 頁
- (93) 「民主主義民族戦線結成大会議事録」1946.2.15 ; 金南植編、前掲文、1988a、231 頁
- (94) 「民主主義民族戦線結成大会議事録」1946.2.15 ; 金南植編、前掲文、1988a、247 頁
- (95) 「米ソ共委開催とわれわれの主張」、1946.3.21 ; 金南植編、前掲文、1988a、163 頁-164 頁
- (96) 朴チャンピョ、前掲論文、1995、182 頁-184 頁
- (97) 解放日報、1946.3.10
- (98) 朴チャンピョ、前掲論文、1995、183 頁
- (99) 解放日報、1946.3.2、この期間に多様な行事、講演会、音楽会などが準備された。朝鮮婦女同盟は特に 3 月 6 日を婦女慰安の日として定め多くの多彩な行事を準備し女性たちに対する慰安と親睦を図った。
- (100) 解放日報、1946.3.2
- (101) 解放日報、1946.3.10
- (102) 解放日報、1946.3.10
- (103) 朝鮮人民報、1946.3.30 ; 独立新報、1947.10.31
- (104) 朝鮮人民報、1946.8.3
- (105) 独立新報、1947.4.15
- (106) 東亜日報、1946.3.31
- (107) 現代日報、1946.3.28
- (108) 「土地問題の平民的解決のために」、1946.3.17 ; 金南植編、前掲文、1988a、152 頁-154 頁。民戦は 1946 年 9 月 22 日、食糧対策について「食糧問題の解決はもっぱら土地問題の解決を通じて、即ち無償没収・無償分配の土地改革を実施し食糧の収集と配給を即時人民の手に渡し、地主と悪徳商人の隠匿と買占め売り惜しみを徹底して掃討することでもってのみ可能である。」という食糧問題の解決原則を提示した。(ソウル新聞、1946.9.22) 朝鮮共産党は食糧問題による食糧危機状況の解決を米軍政に参加して買占め売り惜しみをこととする地主と悪徳商人たちから不当利益をむさぼろうとする在庫品を摘発・受け取って差等配給を実施することに求めた。そして米軍政に参加して政治的権力を左右するものたちが責任を取り、退かねばならないこと、確実に人民の権力のために働く人にその権力を与えてこそ、この食糧危機の問題は終結すると主張した。(建国、1946.7.18)
- (109) 現代日報、1946.3.26
- (110) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946
- (111) 朝鮮人民報、1946.4.2、米がないから米をくれという女性に対し当時の米軍人が銃口で殴り、市庁前で腹が減って倒れている人を見て「ハンガーストライキだな」と嘲弄する市当局の態度に対して女性たちが非常に悔しがっている記事が新聞に載った。(現代日報、1946.4.4)
- (112) 解放日報、1946.5.17 ; 全国労働者新聞、1946.6.14
- (113) 朝鮮人民報、1946.5.17
- (114) ソウル新聞、1946.3.9
- (115) 高明子、前掲文、1946.3
- (116) 高明子、前掲文、1946.3 (108)
- (117) 「全国道人民委員会 代表大会の成果」、1946.1.13 ; 金南植、前掲文、1988a、111 頁

(118) 全国 1500 万女性大衆が政治的大団結体である民主主義民族戦線に参加したことは、歴史以来最初のことだと朝鮮婦女総同盟は評価した。労働者、農民、都市小市民の女性が政治に参加できる権利を確保したことを民主主義民族戦線は証明し、非常に意味深いことと理解した。(解放日報、1946.3.8)

(119) 解放日報、1946.3.4、朝鮮婦女総同盟は 2 月 25 日ソウル安国正で、仁川、開城、始興、水原、平澤、安城、龍仁、加平、高陽、抱川、坡州、楊平など、12 地域の朝鮮婦女総同盟支部代表 28 人が京畿道総支部を組織した。

(120) 朝鮮人民報、1946.3.22

(121) 「米ソ共同委員会についてのイズベスチャ紙の論評」、1946.3.20；金南植編、前掲文、1988a、157 頁

(122) 「米ソ共同委員会についてのイズベスチャ紙の論評」、1946.3.20；金南植編、前掲文、1988a、159 頁

(123) 東亜日報、1946.3.20

(124) 朝鮮日報、1946.4.6

(125) 朝鮮日報、1946.6.19；ソウル新聞、1946.6.20；東亜日報、1946.6.21、「独立促成愛国婦人会」の決議案と詳しい役員名簿については東亜日報、1946.6.23 を参照のこと。

(126) 朝鮮日報、1946.6.19；ソウル新聞、1946.6.19

(127) 解放日報、1946.4.23

(128) 朝鮮人民報、1946.4.9

(129) 文敬蘭、前掲論文、1989、95 頁—99 頁

(130) 朝鮮人民報、1946.5.11

(131) 青年解放日報、1946.6.13

(132) 米ソ共委休会後、1946 年 5 月 15 日～16 日まで、朝鮮婦女総同盟では組織の拡大強化と弾圧政局に立ち向かい闘うことを決議し、中央拡大委員会を開催した。(解放日報、1946.5.13；現代日報、1946.5.1；朝鮮人民報、1946.5.12)

(133) ソウル新聞、1946.3.9

(134) 現代日報、1946.6.30、1946.7.6；朝鮮人民報、1946.7.2、1946.7.9；独立新報、1946.6.30

(135) 解放日報 46.4.15；解放日報 46.5.7；現代日報、46.6.10；朝鮮人民報 46.6.18；朝鮮人民報、46.7.9

(136) たとえば当時米ソ代表歓迎市民大会に女工たちが楽器を持ち参加することをめぐって工場長と米軍政が協力し労働者を解雇させることが発生するが、これに対して労働者たちがストライキを進めて工場内の具体的な民主主義的課題を提起し闘うことが頻発した。この闘争は米ソ共委により建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立という展望のなかで理解され、米ソ共委死守闘争と結合して成し遂げられた。(全国労働者新聞、1946.3.22)

(137) 山下英愛、「植民地支配と公娼制度の展開」、「社会と歴史」51 集、1997、文学科、知性史、180 頁

(138) 特に日帝時代、女子挺身隊あるいは慰安部隊という美名で日本はもちろん遠く中国に強制あるいは騙されて渡っていった女性たちが解放になるや帰るところを無くし社会から疎外される状況が継続しており、自生的に中国などでは女性の保護所を設置するなどの動きがあった。これは上海在留同胞たちから良い評判を得ていたが、海外にいる人たちの運命は国内へ彼女らが帰ってくる時全く保障してやれない社会的状況であった。南朝鮮の状況は彼女らが娼妓の運命に転落する可能性を充分にもっていた。(ソウル新聞、1946.5.12)

(139) 東亜日報、1946.5.28、娼妓たちの教育程度は無学が 90%、小卒が 9%、中卒が 1%であり、就業経路は生活困難が 99%で、誘引によるものは 1%であった。(イベヨン、「米軍政期、女性生活の変貌と女性意識、

1945～1948]、「女性学報」150集、1996、168頁

- (140) ソウル新聞、1946.3.9
- (141) 朝鮮人民報、1946.5.30
- (142) ソウル新聞、1946.5.4
- (143) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946
- (144) 朝鮮人民報、1946.5.27
- (145) 朝鮮人民報、1946.7.26、人身売買廃止は公娼の廃止ではなく私娼の激増と性病の蔓延を防止する方便として公娼の存続は不可避だという保健厚生部長官の談話が発表されるや、各界各層の反発を呼び起こした。
- (146) 朝鮮人民報、1946.5.27
- (147) 朝鮮人民報、1946.6.1
- (148) 東亜日報、1946.6.2
- (149) 文敬蘭、前掲文、1989、107頁
- (150) 朝鮮人民報、1946.6.1
- (151) 独立新報、1946.7.14
- (152) 東亜日報、1946.8.9
- (153) 朝鮮人民報、1946.7.26
- (154) ソウル新聞、1946.6.21
- (155) 現代日報、1946.6.24、この座談会には民戦、中央新聞、現代日報、独立新聞などから来た代表が参加し、婦総からは劉英俊、趙元淑、李順今、高明子、金命時、朴鎮洪などが参加した。
- (156) 現代日報、1946.6.24
- (157) 朝鮮日報、1946.8.10；東亜日報、1946.8.10
- (158) 1946年9月1日「国際青年の日」祝辞を朗読したという理由で朝鮮婦女総同盟委員長劉英俊が検挙された。これにより朝鮮婦女総同盟の活動はいっそう萎縮した。(現代日報、1946.9.3)
- (159) ソウル新聞、1948.2.13

【永谷ゆき子 訳】